

茅ヶ崎市記者発表資料
平成20年10月16日
都市部建築指導課 課長 増永 芳樹
電話 0467-82-1111 内線2519

六会コンクリート（株）から出荷されたJIS規格に適合しないレディーミクスト
コンクリートの使用による建築基準法違反について

茅ヶ崎市では関係機関及び施工者等より情報提供を受け、調査を進めてきましたが、建築基準法違反の事実があらたに判明しました。

1 概要

平成20年7月16日に1件の公表を行いました。今回新たに戸建て住宅の主要構造部で溶融スラグが混入されたコンクリートの使用が確認されました。本日、公表を行うとともに国土交通省に対して建築基準法第37条（※1）違反の旨を報告しました。

2 今回判明した物件の概要

用途	戸建て住宅
所在地	茅ヶ崎市浜竹
構造	木造
規模	地上2階
溶融スラグの使用部位	基礎
現況	居住中（ポップアウト（※2）の発生なし）

3 建築基準法違反の内容

建築基準法第37条（※1）では、柱やはり等の構造耐力上主要な部分に用いるコンクリートは、JIS規格に適合するか、国土交通大臣の認定を受けたものでなければならないこととされています。今回問題となっている六会コンクリート（株）から出荷されたレディーミクストコンクリートは、JIS規格では使用が認められていない溶融スラグ骨材が混入されており、同規格に適合していないため、建築基準法第37条に違反しています。

4 今後の方針

溶融スラグ骨材の混入が確認された違反建築物については、国土交通省に設置された「JIS規格不適合コンクリートを使用した建築物の対策技術検討委員会」での検討経過を踏まえ、県内関係自治体で構成されている六会コンクリート（株）問題連絡調整会議などを通じて問題解決に向けて適切に対処します。なお、同委員会からの中間報告では当該JIS規格不適合コンクリートのポップアウト（※2）等の影響は、外装材脱落等に対する安全性を除き、建築物の構造耐力等に関する安全性や耐火性に大きな支障を及ぼす可能性は少なく、外装材脱落等に対する安全性については適切な改修及び経過観察が行われれば、継続使用が十分可能である、という技術的所見が出されています。

(参 考)

※1 建築基準法第37条

(建築材料の品質)

第三十七条 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの（以下この条において「指定建築材料」という。）は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- 一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの

※2 ポップアウト

コンクリートの表面部分が、コンクリート内部の膨張圧により、部分的に飛び出すように剥がれてくる現象。

茅ヶ崎市内の**建築工事**関係物件の内訳

調査対象物件数（注）	5
建築基準法違反有り	2
建築基準法違反無し	3
調 査 中	0

（注） 他に土木関係工事及び出荷先の所在地等が不明なものがあります。